

「盛土等安全確保アドバイザー」会議
(第4回)
議 事 録

(令和3年11月2日)

鳥取県県土整備部技術企画課

1 出席者

■アドバイザー

氏名	専門	所属	参加方法
(座長) 梶見 吉晴	防災	鳥取大学 前学長顧問 (研究推進担当)	対面
小野 祐輔	土質	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 教授	対面
中村 公一	砂防	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 准教授	対面
酒井 哲弥	地質	島根大学総合理工学部地球科学科 教授	Web

■事務局

部局名	職名	氏名
県土整備部	部長	森田 豊充
県土整備部	参事監	前田 達美
県土整備部技術企画課	参事	藤井 優
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	課長	前田 弘信
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室	室長	森山 倫男

2 傍聴者

なし

3 開催日及び場所

日 時：令和3年11月2日（火） 午前9時から午前10時30分まで

場 所：モナーク鳥取 鳳翔の間（鳥取市永楽温泉町403）

4 会議次第

1 開会

2 議題

- (1) 第3回アドバイザー会議での意見とその対応について
- (2) パブリックコメントでの意見とその対応方針について
- (3) 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（案）について（最終とりまとめ）
- (4) 盛土等の安全確保に係る技術基準（案）について（最終とりまとめ）
- (5) 今後の予定

3 その他

4 閉会

(前田参事監) 定刻となりましたので、盛土等安全確保アドバイザー会議第4回会議を開会いたします。本日司会をいたします前田と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、開会にあたりまして、鳥取県県土整備部長の森田がご挨拶申し上げます。

(森田部長) 皆さんおはようございます。今日は朝早くから第4回アドバイザー会議にお集まりいただきありがとうございます。コロナの方も収束はしておりませんが、落ち着いて参りまして、今日は酒井先生のご都合があつてWeb参加ということでございますけれども、対面での会議を開催させていただくことになりました。やはり対面で会議ということになると、少し緊張感があるなと思っております。今回の会議は、いよいよ第4回ということで取りまとめの段階に入っております。この度の会議に先立ちましては、パブリックコメントも実施しております。様々な意見をいただいております。この条例に対する期待というようなご意見がたくさんあったのかということも感じております。今回の会議では、パブリックコメントも踏まえた条例案、技術基準案の最終案をご提示させていただきたいと思っております。その最終案に対しまして、アドバイザーの皆様のご意見、十分にご議論をお願いできたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(前田参事監) それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、要領に基づきまして、杢見座長をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

(杢見座長) 皆さんおはようございます。杢見でございます。それでは早速ですが、議事の進行をさせていただきます。本日はこれまで計3回に亘ってご審議、また先ほども森田部長様の方からご説明ございましたけれども、パブリックコメントも含めた形での最終的な取りまとめということでございますので、皆さん最終案に関しまして忌憚のない活発なご議論をお願いいたすところでございます。では議題1番、第3回アドバイザー会議での意見とその対応につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(藤井参事) 技術企画課の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

[2ページ目] 第3回アドバイザー会議での意見とその対応ということで取りまとめてございます。こちらについてご説明いたします。まず一つ目、条例の番号1でございます。盛土等の対象規模について、高さ5メートル以上の盛土等の場合は、「面積によらず」という言葉を付けるとよりわかりやすくなるということでございました。こちらの対応でございますけれども、「面積に関わらず高さ5m以上」という文言を加えまして修正をしております。続きまして、技術基準でございます。番号1です。盛土等の規模にもよるが、地すべりの場合、山から亀裂が発生して盛土に影響することもあるので、盛土の施工後の点検項目に盛土周辺の変状状況の追加を検討すること、というご意見をいただきました。こちらにつきましては、定期点検のチェックリストの方に、この変状についての確認ができるように内容を追加する予定です。続いて番号2番でございます。盛土と仮置場の技術基準は別々の表にまとめた方が分かりやすい、ということでした。こちらにつきましても、盛土と仮置き土の技術基準を別々にまとめるということで対応させていただくようにしております。最後3番目です。軟弱地盤の盛土、地山勾配15度以上の傾斜地地盤上への谷埋め盛土につきまして、盛土の高さによらず、安定計算をした方がよいというアドバイスをいただきました。こ

ちらにつきましては、軟弱地盤や傾斜地地盤上の谷埋め盛土は、「盛土高さに関わらず安定計算を行う」とことというようにとりまとめをしようとしております。以上、第3回の会議でのご意見とその対応状況でございました。

(**栢見座長**) ご説明ありがとうございました。ただ今のご説明に関しまして、アドバイザーの皆様、ご意見、ご質問等がありましたらどうぞお願いいたします。条例の案のところですけど1番に関しては、文言をすっきりするような形に変えたというところがございます。技術基準の1番に関しては、私の記憶では酒井先生のご意見を反映したものだだろうと思うんですけども、酒井先生よろしいでしょうか。

(**酒井アドバイザー**) 結構でございます。ありがとうございます。

(**栢見座長**) 2番目は中村先生だったかと思いますが、よろしいですか。

(**中村アドバイザー**) はい。

(**栢見座長**) 3番目は私が言ったところで、一切高さに関わらずという話、軟弱地盤や斜面、傾斜地地盤の上での盛土という話は、すべてそういうふうにさせていただくということではいかなと思います。よろしいでしょうか。小野先生どうぞ。

(**小野アドバイザー**) 質問ですけど、技術基準の3番目のところで、地山勾配15度以上の傾斜地地盤上への谷埋め盛土となっていますが、この勾配はどういう方向に測る勾配になるのでしょうか。

(**藤井参事**) はい、お答えします。これは谷の流水方向について、溪流の縦断方向ということで考えております。

(**栢見座長**) 他にご意見ございませんでしょうか。それでは次の議題に移ります。2点目でございます。パブリックコメントでの意見とその対応方針案につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

(**森山室長**) それでは、事務局よりご説明させていただきます。住まいまちづくり課の森山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

[3ページ目] パブリックコメントを実施いたしました。募集期間は10月8日から10月22日までの2週間でございます。パブリックコメントの募集方法、意見の提出方法につきましては、資料に記載の通り、県、市町村の窓口等で配布しポスト等に投函をいただいております。パブリックコメントの実施期間とあわせまして、県民参画電子アンケートというものを実施しております。こちらもまた後程ご説明させていただきますけど、県民参画電子アンケートに登録いただいている県民の方々から幅広く意見をお伺いしております。

〔4 ページ目〕 まずパブリックコメントの概要をご説明させていただきます。2週間の応募期間に対し、いただいたご意見は146件ということになります。そのうち、風力発電事業に係る意見というものが123件ございまして、全体の85%の意見を占めております。次に意見の概要でございます。条例制定自体に反対するという意見はございませんでした。風力発電事業に対して、条例での規制の強化を求める意見が多数ございました。風力発電につきましては123件いただいた意見のうち、66件が同じ文面の意見で署名者だけが異なるというものでございました。許可後の継続監視や、中間・完了検査を確実にを行うことにより、不適切な盛土の防止を求めるというような意見であったり、罰則につきましてはより厳しいものを求める意見というものがございました。

一方で事業者の方からは規制対象を斜面地に限定するということや、定期報告、保証金といった負担を軽減することができないかというような意見もございまして、一部条例案の修正を行うことにしております。

〔5 ページ目〕 実際に条例に反映した意見、4件をご説明させていただきます。最初に、保証金の一括預託は事業者にとって負担が大きい。事業進捗に応じた分割預託ができないかというご意見に対して回答は、個人事業者や中小事業者が事業者になる場合は、分割預託が可能というかたちで考えております。これはあくまでも工事期間が3年を超えるような長期間になるものです。

初年度には全体の2分の1を預託していただきますが、その残額を残りの年度に合わせて均等預託での対応を考えております。次です。

平坦地となる盛土を行う場合、事業完了後10年間の定期報告というのは事業者にとって過度な負担ではないかというご意見でございました。これにつきましては定期報告そのものというよりも、周囲に対して高低差が1m以内になる平坦地については、そもそも許可の対象外とする。このように対応したいと考えております。

都市計画法で、高さ1m以上の盛土を行う場合は擁壁設置というものを義務づけられており、それは条例より厳しい基準になっております。平野部で宅地開発をするところまで条例で規制する必要はないのではないかとご意見をいただいております。これに対しては平野部、平坦地であるような都計法の許可を受けて宅地造成を行う場合、その高低差の生じる箇所が2m以内のものでL型擁壁などの構造物で保護することにより、斜面が生じないようにするものにつきましては都計法の許可書を添付していただくことによって、条例の許可を受けたものとみなす。そういった届出行為をしていただくというような緩和を考えております。

また、後ほど説明させていただきますが、この条例では許可申請に係る手数料の設定というものを考えておりますが、こういった届け出を行うことによって条例の許可があったものとみなすものにつきましては手数料も不要ということで考えてございます。

採石法により採取した採石でありますとか、産業廃棄物等をリサイクルして作った再生砕石、再生土砂などは、注文に対応しやすいように、事業者は平野部の広い敷地のところに仮置きをしております。こういったところで仮置きしている製品の扱いはどうなるかというご質問がございました。これにつきましては、採石法など関係法令により、仮置の部分についても安全性を審査されていることがあればそれは対象外。また平野部の広い敷地で敷地外に影響が及ばないようなもの、これは事前協議というかたちで条例の許可にあたっては県の方で受けさせていただくのですが、そういった事前協議の中で、県の方で現地を確認させていただきまして、安全ということが確認できれば、許可不要というかたちで扱いたいというふうに考えております。

また、回答の対応案のところには記載していませんが、仮置でも撤去されてしまう、最後は埋め戻し等に使用されて撤去される仮置土等がございますが、こういったものは完了検査におきまして、盛土等がない、斜面が生じてないということが確認できますので、完了後10年間の定期報告は不要とする扱いとしたいと考えてございます。

〔6ページ目〕風力発電事業に関する意見は123件ございました。主なものをご説明させていただきます。最初に、土砂災害警戒区域、軟弱地盤も規制対象に加えるべき、というところです。こちらは軟弱地盤等に対する技術基準を設け、許可申請、中間・完了検査、その段階において技術基準の適合を審査することにしており、そこで安全性を確認することにしております。

事前説明の対象の近隣関係者に、事業の影響の可能性のあるものすべての住民、自治会とするべきというご意見がございました。これにつきましては、そもそもこの条例は土砂災害の防止ということを目的としておりまして、斜面での事故を防止するというようにしております。事業説明の対象となる近隣関係者にその事業影響の可能性のあるすべての方となりますと、騒音や景観なども考えると大変広い範囲になります。そもそもが土砂災害の防止を目的とした条例でございますので、影響の範囲というものは、あくまでも土地の所有者、その隣接した土地の所有者やその自治会、そういったことで考えてございます。

災害リスクのある住民の同意・承認を必要としていただきたい。また、近隣関係者の住民投票を求めるとご意見がございました。これにつきましても、そもそもこの条例は、土砂災害の防止を目的としており、住民の同意や住民投票を許可要件に加えるということまでは考えてございません。

保証金についてです。保証金は災害に係る生活復旧費用のすべてを対象にする他、原状復旧等を義務づける。そういったことが無理であれば、県が責任を持って保証していただきたいというご意見がございました。これにつきましては事業が原因で起きる土砂災害は、事業者がそのすべての民事上の責を負うべきものと考えてございます。当然生活復旧にかかる費用も被害者から事業者に請求していただくべきものでありまして、この条例の保証金の意味合いにつきましては、条例の技術基準に適合して、安全だというふうに審査された盛土が、想定外の災害等により万が一被災を受け、事業者が対応できなかった場合の県の行政代執行にかかる費用に充当するという目的で預託を求めているものでありまして、生活復旧費用を保証金の対象にするということまでは考えてございません。

土地所有者では事業が適切なのか判断がつかないので、原子力発電所と同様に県や市が介入する仕組みにするというご意見がございました。これにつきましても条例は土砂災害の防止を目的としたものでございます。災害防止の範囲を超える土地所有者の判断にまで、県が関与することはできないというふうに考えてございます。

〔7ページ目〕その他の意見ということで19件ございました。まず一つ目としまして、残土処分場を開設される事業者の方から、用地費や地元調整費、事前の先行投資というものが必要であり、そこに保証金まで負担になるということは大変大きいので、県で無担保無利子の融資制度を創設していただけないかというご意見がございました。これにつきましては県で融資制度を創設する考えはございませんが、今も県の既存の融資制度により、保証金を含めた運転資金というものが借入可能であります。お近くの金融機関や県信用保証協会等にご相談いただけたらというふうに考えております。

無秩序な盛土を防止するために監視体制が重要である。レーザー等を活用したリモート監視をしてはどうかというご意見をいただいております。条例では巡視員という選任の職員を配置いたしまして、監視体制、定期巡回による監視体制を設けることにしています。ご提案いただいたリモート監視、これがどういったものかというの、具体的にお伺いしておりませんが、よりよいものがあれば今後検討してみたいというふうに考えてございます。

事業者さんが10年ぐらい前から、どうも近くで埋め立てをしていらっしゃる。そういったところの不安があるというご意見をいただいております。条例につきましては既存盛土であっても、一定の条件を満たすものは条例の適用の対象となり、許可申請や技術基準への適合が義務づけられます。その他、定期巡視等より監視を行います。万が一にでも条例違反が見受けられるような事案が生じましたら、条例に基づきまして指導・命令等の措置を行い、罰則の適用も視野に入れております。

盛土等を行う現場には看板を設置して、一般に周知する必要があるのではないかという意見でございます。これにつきましては、条例で許可事業区域の公衆の見やすい場所に、事業内容等を示す標識を設置するといったことを義務付けてございます。

熱海市で崩壊した盛土には産業廃棄物が混入したとされているが、条例でも工事中に検査するべきではないか。これにつきましては、条例におきまして中間・完了検査、定期報告の各段階で現地確認を行い、産業廃棄物が混入するような不適切な盛土を防止する対応としてございます。

【8ページ目】県民参画電子アンケートの結果です。先ほどもお話をさせていただきましたが、パブリックコメントと同じ実施期間で、会員680名のうち433名、回答率63.6%の回答がございました。

主な概要でございます。盛土の施工でありますとか、斜面地の工作物設置の規制が必要、という意見が9割以上ございます。盛土等に係る県民の意識は高いと感じてございます。不適切な盛土の発生要因になりやすい建設発生土搬出の規制でありますとか、不測の事態に備えた保証金の預託制度についても必要という意見が多数ございました。

一方では、規制の内容については専門外でわからない、盛土で危ない場所の現場が身近に無いといった回答が7割を占めてございます。それから、県内で土砂災害の不安があるかという問いに対しては、太陽光発電事業所に不安を感じているという意見が自由記載欄のところに多数寄せられてございます。県民参画電子アンケートの結果につきましては、9ページから12ページまでになります。本日は詳しい説明の方は省略させていただきます。

【13ページ目】ここは先ほどご説明させていただきました県民参画電子アンケートの自由記載欄に書かれた意見に対する対応でございます。まず条例骨子案についてです。形式的な運用にならないように、安全目的であることを意識して欲しい。条例を制定しても監視が大事であり、それがないとすれば不法埋設は無くない。

こういったご意見につきましては、条例では許可申請、中間・完了検査、定期報告の各段階で、技術基準を設け、技術基準への適合であるとか現地検査を行っております。あわせて定期巡視による盛土等の安全の確認し遵守体制を設けて対応をしていくものでございます。

これも事業者の方からです。条例の必要性というものは認識しているのですが、中小企業者の負担が大きく業界の萎縮に繋がるのではないかとということです。これにつきましては先ほどもご説明させていただきましたが、保証金の分割預託制度を認めるという形で、多少緩和ということも考えてございます。

規制の強化を求める意見でございます。許可を受けた事業者に対して、定期報告をするだけでなく抜き打ちの検査が必要なのではないかとこのご意見でございます。これにつきましては巡視員により定期巡視を行うというところなのですが、当然、不適切な事案が疑われるようなことになれば、抜き打ちの検査等を行い、条例に基づき厳正に対処することにしております。

盛土の予定地の規模に応じて事業者毎に搬入する土砂量の容量規制が必要なのではないかとこのご意見をいただいております。これは事業者毎に搬入する土量というものを規制するというのは大変難しいのではないかと考えておりますが、定期報告等で搬入量を把握することにしておりますので、当初の計画以上の不適切な盛土の大きさになるというようなことであるとか、一時の事業のやり方につきましても審査や検査を行うこととしております。

他県から持ってこられた時の対処方法ということで、今までもご説明させていただきましたが、この条例では、建設発生土搬出の許可制度、盛土を行う処分場については定期報告で確認、検査を行うようにしております。

防災マップへの記載、地域との情報共有が必要なのではないかとこのところでは、こちらの条例の許可を受けた物件であるとかそういったものにつきましては電子地図で位置情報を管理し、公表するようなシステムも今後検討することとしています。

【14ページ目】規制の強化の続きでございます。許可制の審査の中に、住民が計画を把握できるような仕組みが必要なのではないかとこのご意見で、条例では、近隣関係者、地元自治会等に事前説明を義務づけております。

罰則付きの条例にしたいということで罰則付きにしております。最後は不安のある現場ということで、すべて太陽光発電についてございました。これにつきましては太陽光発電でありましても、条例施行日以前に完了したものでありましても、その斜面の安全の確保の措置というものは義務付けになっております。条例上では、指導・助言という形までは、すでに完了した事業につきましても行うことができるようにしており、事業者には必要な対策措置を求めていくことにしております。以上で説明を終わります。

(**裕見座長**) ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、アドバイザーの皆様、ご質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。

(**酒井アドバイザー**) 本質とはずれてしまう部分もあるかもしれないのですが、まず1点目が、平坦地における、1m未満の盛土に関しては、許可申請不要という件についてです。平坦地でもそれが大規模になると、地震の際にそれが崩れたり、液状化が発生することで、土砂が流出することも考えられます。1m未満であっても規模は考慮しなくていいのか、という疑問を持ったところでは。

(**裕見座長**) 平面的な大きさを少し考慮する必要がないのでしょうかというご質問だと思うのですが、

(**森山室長**) ご意見ありがとうございます。液状化というところのご指摘だったと思います。これにつきましては、周囲に対し高低差が、今の条例が2,000m²以上かつ高さ1m以上というところが規制の対象になっておまして、例えば平野部の中で、道路とか他の宅地で周辺が囲まれ

て、窪地になっているようなところを埋め立てる場合はどうなのかというのが、そもそもパブリックコメントであった意見の趣旨でございまして、こういった扱いにしておりますが、先生からご指摘があった液状化の部分については、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。

(酒井アドバイザー) はい、ありがとうございます。

(小野アドバイザー) 今ちょうどお話があったところなのですが、基本的には崩壊した土砂が流動化して到達する距離というのは高さに関係するので、高さが低いものはあまり周辺に与える影響が少ないとみなすというのは妥当な考えだと思うのですが、ご指摘あったとおり液状化の場合、流動する範囲は表面よりも地山の勾配自体がかなり効いてきますので、より難しい問題も含んでくるのだと思います。もう一つ質問ではなくコメントとしてお話しさせていただきたいのが、監視体制のところ、7ページのところで、レーザーを活用したリモート監視をしてはどうかというところがありました。これについてはリモート監視について今後検討していただけるという話でしたが、これは盛土に限らず様々な自然災害で県土全体を定期的に見ていただくというのは非常に有益なことだと思いますので、これに限らず今後積極的に、前向きに検討していただけたらいいのかなというふうに考えております。

(松見アドバイザー) ありがとうございます。液状化の話に関しては非常に難しいとされていて、そこまで含めて考えるとどうかなとも思うのだけども、とりあえずこのところは、1 m以内であれば、もし崩れても平面的な広がりはそう大きくないだろうというところからじゃないかなと私も思っていて、それともう一つは、都市計画法でこの辺のところはしっかりと何か規制されているのではないかなと思いますがどうでしょうか。

(前田参事監) はい、おっしゃられるように、まず1 mということで、崩れたとしても影響は比較的少なく、大規模な影響は起こりづらいのだろうということで、1 m以内は許可不要ということにしております。また、都市計画法の方でも宅地開発等で液状化等の対策については検討するような項目もございまして、大規模なものはそちらの方で対応できるのではないかなというふうに考えておりますので、今の2,000 m²かつ1 m以上というこの要件につきましてはこのままでさせていただきたいなというふうに考えております。

(松見座長) 酒井先生よろしいでしょうか。

(酒井アドバイザー) はい。結構でございます。もう1点ですが、この条例とは直接関係のないものかもしれないのですが、周辺住民との対応についてのパブリックコメントがございました。例えば業者さんが予定している盛土が条例に対応していたとしても、周辺の住民の皆さんが強く反対する場合も考えられます。こうした住民の皆さんの反対に対して、何か他の県の条例などで、住民の意見を反映する手段があるのか、というのが2点目の質問です。

(松見座長) 特に6ページ目のところの、風力発電事業に関する意見の123件ありましたけど、その中で、とりわけというところで、項目で言うと、二つ目、三つ目のところだと思うんですけ

れども、近隣関係者への説明というところですけども、その辺をもう少し範囲を広めてはどうかというような、パブリックコメントだったと思いますけども、その辺はどうか。

(森山室長) はい。そういったご意見も伺っているところでございます。この条例の目的はそもそも斜面の安全を確保するというところの技術基準を設けてそこを審査するというところがこの条例の目的でございます。住民説明につきましても、規定を設けておりますのは、大規模な事業等になれば、やはり住民の方も知っていただく必要があるからという形で義務付けをしております。他県の条例でも、説明等の義務付けを設けていらっしゃる条例はございますが、こちらにありますような同意・承認等まで求めるようなものもございませんし、影響を受ける範囲ということになれば、土砂災害で川が汚濁したら、下流の漁協まで全部説明するのですかというようなお話にも繋がりがねません。そういったところはある程度やはり範囲というものは区切る必要があるのではないかというふうに考えておまして、この条例につきましては、他県の条例と同様に、その土地の立地する所有者、近接する土地の所有者と、そこに係る自治会の方に限定をさせていただいているところでございます。

(裕見座長) はい、ありがとうございます。酒井先生、どうでしょうか。

(酒井アドバイザー) はい、結構でございます。

(裕見座長) 私も、あくまでもこの条例の目的は、安全な盛土、切土をするためにはどういう基準でやってくださいっていうところを示すものが今回の目的だと思っております。土砂災害を防止するためにどうすればいいかっていうところに主眼を置いた条例だということでございますので、そこまでやる必要は私もないと思っております。

(小野アドバイザー) 私も裕見座長がおっしゃったことと同じ意見なのですが、この条例はどちらかというところかなり技術的なところで厳しく制限をするといいますか、かなりしっかりとした技術基準に基づいて対応するという内容になっていますので、住民の方にとって、事業に賛成の方、反対の方、いずれにたっても技術レベルとしてどういう状態にあるのかというものははっきりとさせていますので、どちらの立場の方にとっても意味のあるきちんとした検討をするというのを義務付けられた条例だというふうに理解しております。

(裕見座長) ありがとうございます。非常にセンシティブな話題でもありますので、慎重な対応が必要だと思います。繰り返しますが、ここではその事業の安全性というよりも、盛土、切土の安全性がどうだということ为保障するための条例だということに主眼を置いているということですので、そういう、事業の意見交換の場においては、盛土切土は安全ですということは解消できて、あとその事業自体の本質に関しては、関係者でもって十分に議論していただければいいんじゃないだろうかと思います。他に何かありますでしょうか。

(中村アドバイザー) 中村です。条例に反映した意見の2個目ですけど、どちらかというところ書き方かと思うんですけど、許可不要とすると書かれていますが、規模要件が該当すれば工事の許可は

必要で、最後の10年間の維持管理の許可が不要ということですよ。単に許可不要と書かれると、平坦地の盛土に関して、最初から許可不要というふうに読めてしまうんですけど。

(森山室長) すいません。私の説明が不足しておりましたが、こちらの1m以内になるものは、今、県の案では、許可不要として考えておまして、定期報告が不要になるのは、仮置で撤去されてしまう仮置を10年間の定期報告不要という形で考えてございます。

(中村アドバイザー) わかりました。もうひとつが、採石法で、これも最後に許可不要と書いてありますけど、この条例の許可が不要であって、他の条例や関係法令で確認される担当課の方が別途許可を出すというか、仮置きしてよいというふうの確認されるという意味でよろしいでしょうか。単に許可不要と書かれると勝手に置いていいと読み取れますので。

(森山室長) はい。おっしゃられる通りでございます。採石法等の関係法令の方でしっかり許可を出していただいて、確認をしていただき、それで安全性を担保するというものでございます。

(中村アドバイザー) 同じところで、もう一つ。販売前の製品は仮置きして良いんですけど、その敷地に一緒に土砂を置いたら駄目ということですよ。

(森山室長) 採石法や精製した産業廃棄物のリサイクル処理場につきましては、廃掃法などそれぞれの法律で、その精製するところの許認可を受けていらっしゃいます。この話は、精製した許認可を受けた敷地の外の別の場所に置かれるケースがあるというものでございまして、もちろんその採石法とか、廃掃法で許認可を受けた敷地のところは対象外、条例の適用はそちらの関係法令の方で安全性を確認されるので対象外にしようと思っておりますが、そこから外れてしまった場合があるというところがございます。そこにつきましても、採石法等で確認されるなら対象外ですし、広大な敷地の中にぽつんと採石の製品が置いてあるところまで規制するのはいかなるものか、ただそれはケースバイケースのことが考えられますので、県の方で事前協議の段階で現地を確認して、安全性を確認して、適用除外にする。そういった形での対応を考えているところでございます。

(中村アドバイザー) わかりました。

(裕見座長) 私も1点確認なんですけど、7ページ目のところの上から3つ目のところ。この条例は過去に遡及することはないと思うんですけど、ここでの意見が、業者が10年ぐらい前から埋め立てをしている現場があるということなので、これは現在も継続してそういう埋め立て行為をしている。だから対応案としては、一定条件を満たすと、許可申請が必要となりという話になっているわけですか。確認です。

(森山室長) おっしゃられる通りでございます。すでに完了したものにしましては遡及適用しませんが、条例施行日以降もこういった形ですと埋め立て盛土等、残土処分を行われる場合は、一定の条件を満たすと条例の適用になるということでございます。

(**栢見座長**) ありがとうございます。保証金に関しても、分割ということで、緩和していただいたり、柔軟に対応していただいているなというふうに思っております。こういう方向でいいのではないかなと思うのだけど、皆さんよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは他にご意見無い様でございますので、次に移ります。こういうパブリックコメント等を受けて最終的な案として、次に、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（案）最終取りまとめについて事務局よりご説明をお願いいたします。

(**森山室長**) 引き続き住まいまちづくり課の森山がご説明をさせていただきます。

[**17ページ目**] 条例の内容でございます。2番目の規制の対象とする行為のところからご説明させていただきます。盛土等を行う行為につきましては、対象規模は、面積2,000m²以上かつ高さ1m以上、または面積に関わらず高さ5m以上ということで、こちらの高さ5mの部分につきましては、このアドバイザー会議でいただいたご意見を反映したものでございます。

次、(2)の斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為ということで、工作物の規制の対象となる規模は、面積300m²メートル以上、または高さ15m以上の工作物。斜面地といいますのは、傾斜度が15度を超え高さ5mを超えるものを斜面地というふうに定義し、その周辺の土地も対象にしております。

次に(3)番目です。一定規模以上の建設発生土の搬出ということで規制の対象になるのは、土量500m³以上の残土の運搬搬出といったものでございます。

[**18ページ目**] 盛土・切土の条例の対象になるもののイメージ図でございます。

[**19ページ目**] 工作物の場合の規制の対象となるもののイメージ図でございます。

[**20ページ目**] 工作物の規制の対象となる部分でございます。傾斜度が15度を超え30度以下のところは、許可により技術基準を遵守していただき工事を行っていただきます。その上にあります傾斜度30度を超えるところががけという形で、危険なものという形で、何らかの対策工事を行っていただかないと、この30度のままでは、工作物の設置を禁止するというようにしております。

[**21ページ目**] 斜面地及びその周辺の工作物設置を規制するわけですが、その周辺の土地の考え方でございます。これも第3回アドバイザー会議の方でご説明させていただきましたが、傾斜度15度から30度までの斜面地の高さをそのまま水平距離とし、法の上端からの水平距離の長さの部分を、斜面地の周辺の土地という形にしまして、ここにつきましても工作物の設置を規制するものでございます。ただ最大の長さは50mということで設定しています。

[**23ページ目**] 先ほどご説明させていただきました盛土と工作物設置の知事の許可と事前審査が必要というところでございます。許可不要とするものの中に、四角で囲った中に①から⑤がございます。①から④につきましては、今までの会議の方でご説明させていただいた内容で、⑤について、先ほどご説明させていただきました、パブリックコメントの意見を反映し適用を除外するというようにしたものでございます。下の赤括弧で書いてある、許可手続きの緩和というものが、例えば宅地造成等で2m以内の盛土である場合に、都市計画法で許可を受けて擁壁等設置する場合、許可申請があったものとみなすという規定を設けるということにしております。

[**24ページ目**] 今までの説明と変わりはございません。盛土等の施工と斜面地の工作物を規制する場合の手続きのフローになります。第3回の会議以前に説明させていただいた内容と同様でございます。

【25ページ目】こちらにも今まで説明させていただいた内容と同様でございます。500m³以上の建設発生土の許可の手続きの流れでございます。

【26ページ目】こちらにつきましては、第2回アドバイザー会議であったと思いますが、対象規模未満の盛土等が近接して行われた場合の扱いということで、今は、対象規模未満の盛土が近接して行われた場合、それが一体の事業として判断できる場合につきましては、条例の規模を超えることになった事業を行った方に、すべて技術基準への適合と条例の申請等を行っていただく対応をするための考え方でございまして、その物理的な一体性と計画の一貫性の考え方を図に示したものでございます。

【27ページ目】こちらにも今までご説明させていただいた内容と変更はございません。2番目が隣関係者への事前説明、3番目が中間検査・完了検査でございます。中間検査につきましては、埋設される排水設備の設置状況、こちらの方をアドバイザーの先生方からご意見をいただき、追加した項目でございます。

【28ページ目】4番目、定期的な報告ということで工事实施中と工事完了後の定期報告でございます。こちらについては、工事中については6ヶ月ごとの報告ということで変更ございません。工事完了後の10年間の定期報告、工作物は撤去するまで、これにつきましては、赤書きで記載しておりますとおり、完了検査により撤去を確認できた仮置はそもそも盛土・斜面自体が生じておりませんので、10年間の定期報告の対象外とすることにしております。5番目が保証金の預託でございます。こちらの方も斜面地に設置する盛土等の施工、工作物の設置を対象としており、対象金額についても、事業費の5%または1ha当たり200万円のいずれか高い額については変更ございません。変更がございましては、先ほどのパブリックコメントのところで対応として申し上げたとおり、個人事業者、中小企業者は分割預託を可能としたものでございます。質権設定の解除につきましては、盛土の施工等は、完了検査に合格した場合、工作物の設置は工作物を撤去した場合に質権設定を解除いたしますので、事業者は銀行等に預けた預金を引き出していただくことができるようになります。

【29ページ目】建設発生土の搬出でございます。500m³以上を許可の対象にするということに変更はございません。丸の3つ目でございます。建設発生土トレーサビリティシステム。これは情報通信技術を活用して、建設発生土の搬出先の工事現場から、埋め立てをする残土処分場まで運搬するところを、把握するシステムで、一般財団法人先端建設技術センターというところが開発されたSSTRACEというシステムを活用するということを条例に盛り込んでおります。

こちらのシステムを活用された場合につきましては、条例の許可手続きに係る書類の簡素化等、また後ほどご説明させていただきますが、こちらで設定する手数料を免除するというかたちで考えてございます。

【30ページ目】先ほどの続きでございます。残土処分が終わりましたら、完了報告というかたちで知事に届出を出していただきます。第4章です。1番目、巡視活動という形で、これが今回の条例の特色になります。他県の条例にもここまでの巡視活動について記載されたものは見受けられませんでした。県におきましては、盛土等、工作物の設置の許可制度により、技術基準への適合を確認していくわけですが、そういった手続きをされずに、土砂を不法投棄されていたり、無許可で工事を行う者を監視し、きちんと指導等を行っていくために専任の巡視員を配置して、定期巡回を行うことにしております。2番目としましては、報告の徴取、立入調査ということで、不適切な事案等を見つけた場合は、そういった措置を行います。3番目4番目としまして、指導・助言、勸

告・公表という形で条例に基づく措置を行うことにしております。

【31ページ目】5番目として、命令という形で、先ほどの勧告に従わない場合は、命令等の措置を行うことにしております。6番目が新たに設けた項目でございます。許可の台帳というかたちで許可があったものを整備し、パブリックコメントのところでもありましたけど、そういったものを電子地図上に示し、情報公開をすることを考えてございます。7番目、手数料です。許可申請、中間検査、完了検査、建設発生土の搬出の許可、先ほどの台帳の記載事項の証明について手数料を設けることにしております。定期報告につきましては報告事項ですので、手数料は設けてございません。手数料の設定につきましては他県で同様の手続きをとっている条例などを参考に設定させていただいております。

【32ページ目】第5章、罰則でございます。罰則につきましては、無許可等で工事を行った場合や先ほど申した県の命令措置に従わなかった場合、事業者に対して罰則を適用することにしております。最大罰則としましては、地方自治法で定められた、条例で設定できる2年以下の懲役または100万円以下の罰金、これにつきましては無許可の盛土等工事や命令違反等を適用するというようにしております。50万円以下の罰金といたしましては、虚偽の定期報告や、500m³以上の残土搬出を無許可で行った場合、県の立入調査を拒んだ場合を考えております。30万円以下の罰金としましては、建設発生土を搬出完了したという届出をしなかった場合、虚偽の報告をした場合を考えてございます。

次に、条例の経過措置でございます。条例の経過措置につきましては、(1)(2)の通り二つのご説明をさせていただきます。まず一つ目としまして、盛土等・工作物設置に係る技術基準の適用と、許可申請の適用についてでございます。こちらについては二つの場合で考えてございます。1番目としまして、他法令により条例の技術基準と同等程度の基準適合に係る審査がある場合、他法令等で盛土に係る基準ももっていて、条例の施工日前からその基準に適合して事業を行っている場合につきましては事業計画の変更、例えば残土処分場の盛土の規模を拡大することをされるまでは、条例の技術基準も適用しませんし、許可の申請も不要ということとします。ただ、一度完成した残土処分場などの盛土の上に上乗せして盛土をする場合は、先ほどの事業計画の変更というかたちで扱い、技術基準への適合や、許可申請を必要ということとしております。

次に、技術基準の審査がない場合ということで、今まで規制の対象となっていなかった民間工事の残土処分場が対象になります。条例の施行日以降3ヶ月を経過した日、または、先ほどの事業計画を変更した日のいずれか早い日から技術基準を適用し、許可申請が必要となるということとしております。今までは許可が必要なかったのですが、残土処分場等は条例施行日以降3ヶ月を経過すると、許可を受けていただき、技術基準への適合も求めるということになります。

2番目としましては建設発生土搬出の許可でございます。これは条例施行日以降1ヶ月を経過した日から、500m³以上搬出する工事があれば、許可の対象ということにしております。以上で説明を終わります。

(**裕見座長**) ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

(**小野アドバイザー**) 28ページのところですが、定期的な報告のところ、事業完了後10年間を過ぎた後も、斜面に何か問題があったり維持管理の不備が確認された場合は、報告期間を延長するというので、非常にいい規定だと思うのですが、そこで安全が確保されるまでとあるのです

が、安全が確保されたかどうかという判断はどういうふうにされるのかということ、安全が確保されたというのが確認できたらその時点で報告義務がなくなるということでしょうか。

(森山室長) 2点ご質問いただきました。安全確保の確認の方法でございます。こちらは、県の方で確認をさせていただきますして、排水路が詰まっていたりとか壊れていたりなどのケースを想定しておりますが、対策がとられるまでとしております。

安全性が確保されたら報告期間が終わりかというご質問でございますが、これにつきましては、盛土は10年間、工作物は撤去されるまでの報告期間がございますので、その間であれば、引き続き報告はさせていただきます。これを超える場合に、例えば盛土の9年目にそういった不備が見つかり、2年ぐらいかけて工事された場合は、かかった期間11年間は報告期間になるなどの対応を考えてございます。

(松見座長) ありがとうございます。

(酒井アドバイザー) 1件よろしいでしょうか。今と同じところで、完了後の定期的な報告につきまして、例えば10年間の報告期間中に地震などが発生してしまって、盛土等に変状が予想される場合、定期的な報告ですと常に6ヶ月毎ということになってしまうのですが、例えば地震の後は直ちに確認をした方がいいと思うのですが、その辺はどう対応される予定でしょうか。

(森山室長) そういったケースにつきましては、30ページのところになりますが、報告の徴取、立入調査という権限も付けてございます。地震等が起きて、変状等が生じていないかどうかにつきましては、必要に応じて、県が事業者に対して報告を求め、現地の立ち入りの確認をさせていただく予定にしております。

(酒井アドバイザー) わかりました。そうしますと28ページの文言ですと、6ヶ月毎に報告とありますけれど、原則6ヶ月毎とかにしておく方が対応しやすいのかなと思ったところです。

(松見座長) 事業実施中施工状況等について6ヶ月毎という規定に原則という言葉を入れるかどうかですけど、これは原則を入れると場合によれば、1年やらなくてもいいというふうにとられかねないので、原案のとおり限定している方がいいのではないかと思います、どうでしょうか。

(酒井アドバイザー) わかりました。

(松見座長) 今の質問ですけど、そこのページの事業完了後のカッコ書きのところ、斜面に異変や維持管理の不備が確認された場合は安全が確保されるまで報告期間を延長という言葉が入っているので、地震によって斜面に異変があれば当然それを延長して、安全性を確保するまで報告しなさいというふうに読めますけど、よろしいですか。

(森山室長) はい。

(**栢見座長**) 23ページのところで文章の書き方ですけど、許可を不要とする事業というところで、①から⑤、⑤が新たに追加したものですけども、⑤は2つあるので、⑥を追加して分けたほうがいいのではないのでしょうか。⑤を周囲に対し1m以上の高低差がないもの、⑥に県が周囲に影響を及ぼさないと判断した仮置き盛土とするなど。

(**森山室長**) 修正させていただきます。

(**栢見座長**) もう1点、30ページから31ページの第4章の4番の勧告・公表のところなのですが、必要な場合は業者に対して勧告する、これはわかるのですが、事業者が勧告に従わなかった場合はその旨と氏名・名称を公表となっていますが、すぐ5番の命令にいくんじゃないのですか。事業者が勧告に従わない場合は命令し、併せて氏名と名称を公表するということにはならないのか、命令までの間に時間差はあるのでしょうか。

(**森山室長**) 勧告して従わなかった場合は公表させていただきまして、それでもさらに措置が取られなければ命令を行うというかたちで、段階を踏んでいくこととしております。

(**栢見座長**) 時間的に猶予があるということですね。了解しました。他にございますでしょうか。無い様ですので、盛土等の安全確保に関わる技術基準(案)最終取りまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

(**藤井参事**) 技術企画課の藤井でございます。

[33ページ目] 盛土、仮置き土、切土、斜面の工作物の技術基準につきましては、これまでのアドバイザー会議でご指摘いただいた内容を修正したところでございます。33ページでございますけれども、先ほど説明させていただきました、3回目の会議での意見とその対応案のとおり、盛土の技術基準で詳細な検討が必要な項目、(D)でございますが、軟弱地盤や傾斜地地盤の谷埋め盛土につきましては、盛土高さに関わらず安定計算を行うことということで内容を修正しております。関連するポンチ絵につきましては、35ページに記載をしています。

[36ページ目] 仮置き土につきましては、盛土の技術基準とは別に取りまとめるということで、36ページにその表と図を示させていただいております。

[37・38ページ目] 切土に関する技術ですが、こちらについては変更ございません。

[39・40ページ目] こちらにつきましても変更はございません。

[41ページ目] こちらにつきましては、今までご議論いただいた技術基準について、条例からの流れを整理しています。盛土を例にとって整理してございますけれども、条例においては一定規模以上の施工を規制するもの、施行規則においては施工するための必要条件を整理、さらに技術基準については技術上の審査を行うということで盛土の高さや勾配を示しており、技術基準の手引きということで技術基準の根拠や考え方を整理していくということで、構成しております。

[42ページ目] 手引きの主な内容ということで項目を整理しており、このような構成でとりまとめをさせていただこうと思っております。

(**栢見座長**) ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして、アドバイザーの方から何

かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。これまで3回議論してきたところを反映させたかたちになっていて、最後の、41ページ42ページは、条例を施行するにあたって、こういう基準の手引き書をきちっと最終的には公表しようというところで、その内容がそれぞれ5項目に亘って書かれているということで、これはかなり詳細に書かれるだろうから、分厚くなるだろうなど推察します。

(小野アドバイザー) 非常に多くの資料をまとめられて、大変だったと思います。今後、将来のことで、様々な災害等が発生した時に、現段階での技術基準を作成するときに参考にした資料等がどんどんアップデートされて、新たな知見がはいつてくることもあり得ると思います。今回の技術基準と手引きについては、当然どこかでアップデートする必要性が将来的には出てくるかと思うんですが、ある程度定期的に見直すとか、もちろん必要があればということになるのかもしれませんが、そのあたりの見通しやお考えがありましたらお聞かせください。

(前田参事監) 基準等もどんどん変わっていきますし、災害自体が甚大化していく中で、たぶん基準もそれに応じたものになっていくようになると思います。ですので、今の土工指針なりそういうものも変わっていけば当然この技術基準もそれに合わせて変えていく、これは速やかにやっていきたいと考えております。

(裕見座長) 大体意見が出そろったのですが、1点だけ気になっている箇所があって、18ページの図のですね、盛土のところの(1)の②のところ、面積に関わらず5m以上の場合、これも正しいのだけど、もう一つは、急斜面のところ、谷筋で小規模な埋立なのだけど、5m以上のところも有り得る、それがトリガーとなって土砂災害を下流域に起こされると困るから2,000m²でなくともっていう意見もあったと思うので、その辺も模式図かなにか描いてもらえるとありがたいなと思います。これをぱっと見ると、平坦なところに5m以上盛る場合と思われるのは困るので、ひと工夫お願いします。

(前田参事監) 工夫させていただきます。

(裕見座長) よろしくをお願いいたします。意見がなければ最後のところでございますけども、今後の予定につきまして事務局より説明をお願いいたします。

(森山室長) [43ページ目] 過去3回議論をいただきましてご意見いただいたもので条例骨子案をまとめ、パブリックコメントを実施し、本日、第4回ということで、最終取りまとめをさせていただけたらと思います。今後は、今日ご了解いただけましたら、条例案、技術基準案について取りまとめ、県議会への提案、そういったことを行う予定としており、令和4年度の出水期までに条例を施行するという予定にしております。

(裕見座長) ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明に対しまして、皆さん何かご意見、ご質問ございますか。こういう形で最終の取りまとめが出て参りました。これに関して、アドバイザーの皆さんのご意見ご質問を聞いていて、同意だというふうにご了承されたらと認識して

おりますがよろしいですね。ありがとうございました。本当に短い期間にここまでよくまとめていただいたなということで、事務局の皆さんに対しても、感謝申し上げる次第でございます。また、委員の先生方に関しても、細かな点に目配りをしていただきまして誠にありがとうございました。何か質問やご意見がなければ、これで終わろうと思いますが、よろしいでしょうか。それでは進行役を、事務局の方に戻しますので、よろしく。

（前田参事監） 栢見座長様ありがとうございました。それでは最後に、県土整備部長森田がご挨拶申し上げます。

（森田部長） 委員の皆様におかれましては、このアドバイザー会議の趣旨をご理解いただきまして、本当に短時間、短期間の間に、精力的にご議論をいただき、また、専門の立場から、実に的確なご意見をいただきました。さらには、管理、規制というような、幅広い分野にもご意見いただきました。本当にありがとうございます。おかげさまで、こうして条例案、技術基準案につきまして、取りまとめをすることができました。この条例は、現在、激甚化、頻発化する災害の中で、県民の生命、財産を守るために必要不可欠な条例であると思っております。また、こうして、まとめましたものは、全国に先駆けたものになっているだろうなというふうに感じております。県といたしましても、こうしてまとめたものを、しっかりとブラッシュアップし、また、手引きというものも対応をご説明しましたけども、しっかり手引きを作り、手続きを行い、条例を施行していきたいというふうに思っております。また、その後の管理につきましても、きちっと体制を整えて、適正に運用できるように努めてまいりたいというふうに思っております。最後になりましたが、本当に精力的にご議論いただきましたことに対して、感謝いたしますとともに、今後もいろいろご支援をいただくこともあろうかと思っております。そのあたりのお願いもいたしまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

（前田参事監） 以上をもちまして、盛土等安全確保アドバイザー会議第4回会議を閉会させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。